

雲南市保健・福祉施設等個別施設計画（案）

令和8年6月策定

雲 南 市

目 次

1. 背景・目的
 - (1) 背景
 - (2) 目的
 - (3) 本計画の位置付け
 - (4) 計画期間
 - (5) 対象施設

2. 基本方針
 - (1) 安心して利用できる施設の持続的な提供
 - (2) 適切な機能を持つ施設整備
 - (3) 財源確保

3. 施設の実態
 - (1) 市内の保健・福祉施設等の配置状況
 - (2) 施設の外観
 - (3) 施設の活用状況
 - (4) 施設の維持管理費及び修繕費の状況
 - (5) 施設の老朽化状況

4. 施設の適正化に向けた考え方
 - (1) 「保有量、配置の適正化」の実施方針
 - (2) 「維持、管理の適正化」の実施方針

5. 施設別実施方針
 - (1) 今後の施設別実施方針

6. 更新等に係る費用推計
 - (1) 長期的費用推計
 - (2) 今後 10 年間の費用推計

7. 計画の実施方法
 - (1) 検討スケジュール
 - (2) 推進・取組体制

1. 背景・目的

(1) 背景

国は、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、平成26年4月には総務省から「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示され、各地方公共団体に対し「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請されました。

本市においては、昭和の年代に整備した施設等、かなり老朽化したものも多く、それに伴うリスクや維持管理費の増大、改修などの課題を抱えている状況にあります。

そのため、厳しい財政状況が続く中、更なる人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化し、公共施設等の最適な配置を実現することが必要です。

上記指針を受けて、平成27年度に策定した「雲南市公共施設等総合管理計画」は、公共施設等のマネジメントを総合的かつ計画的に管理し、公共施設等に求められる安全性や機能性を確保しつつ、財政規模に見合った効率的・効果的な公共施設等の最適な配置を実現することを目的としています。

その中でも、健康福祉センターや老人福祉施設、障がい者支援施設等（以下「保健・福祉施設等」という。）は、市民一人ひとりが、住み慣れた地域の中で健やかに暮らしていくための様々な保健・福祉サービスを提供する拠点として、その機能を十分に発揮できるよう、保健・福祉施設等に係る個別施設計画を策定し、取り組みを進めていく必要があります。

(2) 目的

「雲南市保健・福祉施設等個別施設計画（以下「本計画」という。）」は、上記の背景を踏まえ、施設の現状を勘案しながら、保健・福祉施設等に関し総合的な観点で捉えるため、施設保有のあり方や維持管理・更新等に係る今後の取り扱いについて検証し、個々の施設の具体的な対応方針を定めることで、財政負担の縮減・平準化と市民サービスの確保の両立を図ることを目的とします。

(3) 本計画の位置付け

本計画は「雲南市公共施設等総合管理計画（平成28年3月）」に基づく、保健・福祉施設等の個別施設計画として策定します。

また、「雲南市総合保健福祉計画（令和7年3月）」、「雲南市障がい福祉計画、障がい児福祉計画（令和6年3月）」等、関連する計画との整合性を図っていきます。

(4) 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化や保健・福祉施策の状況等に基づき、適宜見直しを行うものとします。

(5) 対象施設

本計画の対象施設は、雲南市が保有する保健・福祉施設等のうち、令和7年度に策定する「雲南市公共施設等総合管理計画実施方針（第三次）」に記載された保健・福祉施設等とします。

なお、「障がい児デイサービスセンター」は、令和7年度末をもって廃止予定であるため、本計画の対象施設から除外します。

2. 基本方針

本計画では、市民みんなが幸せに暮らせるまちづくりの実現を目指すうえで、保健・福祉施設等が地域福祉の推進や保健・福祉サービス提供の拠点として、その機能を確実に果たせるよう環境整備に努め、市民全体にとって最適な投資となるように次の方針を基に計画を進めます。

(1) 安全に安心して利用できる施設の持続的な提供

市が保有する保健・福祉施設等について、劣化が進む部位の機能回復など、計画的な維持管理、整備保全を行うことにより、市民が安全に安心して利用できる施設整備に努めます。

(2) 適切な機能を持つ施設整備

施設整備にあたっては、地域福祉の推進及び保健・福祉サービス提供の拠点として必要とされる機能を精査し、過剰な施設整備による市民負担の増大を招かないよう、最適な施設規模及び設備による整備を行います。

また、健康福祉センター等については、指定避難所及び福祉避難所として位置付けられており、地域の防災拠点としての機能を備えた施設整備に努めます。

(3) 財源確保

維持管理コストが大きい施設については、運営方法の見直し等により維持管理コストの縮減を図るほか、使用料の見直しや施設を持続的に維持していくために必要な財源の確保に努めます。

また、建替等の施設整備や大規模な改修にあたっては、国・県補助金の活用や有利な起債を充当する等、積極的な特定財源の確保に努めます。

3. 施設の実態

(1) 市内の保健・福祉施設等の配置状況

○対象施設一覧

番号	施設名	所在地	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度		築年数 (年)	管理方法
						西暦	和暦		
1	大東町地域福祉センター	大東町大東1038番地	RC	1	2,547	1997	H9	28	指定管理
2	加茂健康福祉センター	加茂町宇治328番地	RC	1	3,351	1999	H11	26	指定管理
3	生き甲斐と創造の作業場	木次町新市3番地	W	2	279	1999	H11	26	指定管理
4	斐伊高齢者交流施設	木次町里方928番地1	W	-	57	2005	H17	20	指定管理
5	日登高齢者交流施設	木次町東日登355番地11	W	-	40	2000	H12	25	直営
6	木次町高齢者コミュニティセンター	木次町新市3番地	RC	1	279	1980	S55	45	指定管理
7	三刀屋健康福祉センター	三刀屋町三刀屋1212番地3	RC	1	2,287	1996	H8	29	指定管理
8	吉田健康福祉センター	吉田町吉田1066番地	S	2	928	2001	H13	24	直営
9	吉田高齢者住宅	吉田町深野71番地6	W	1	229	1999	H11	26	直営
10	掛合健康福祉センター 掛合高齢者生活福祉センター	掛合町掛合1310番地	RC	1	1,650	1991	H3	34	指定管理
11	入間コミュニティセンター	掛合町入間482番地3	W	2	589	1991	H3	34	指定管理
12	掛合町ミニ福祉センター	掛合町波多451番地1	W	1	93	1991	H3	34	指定管理

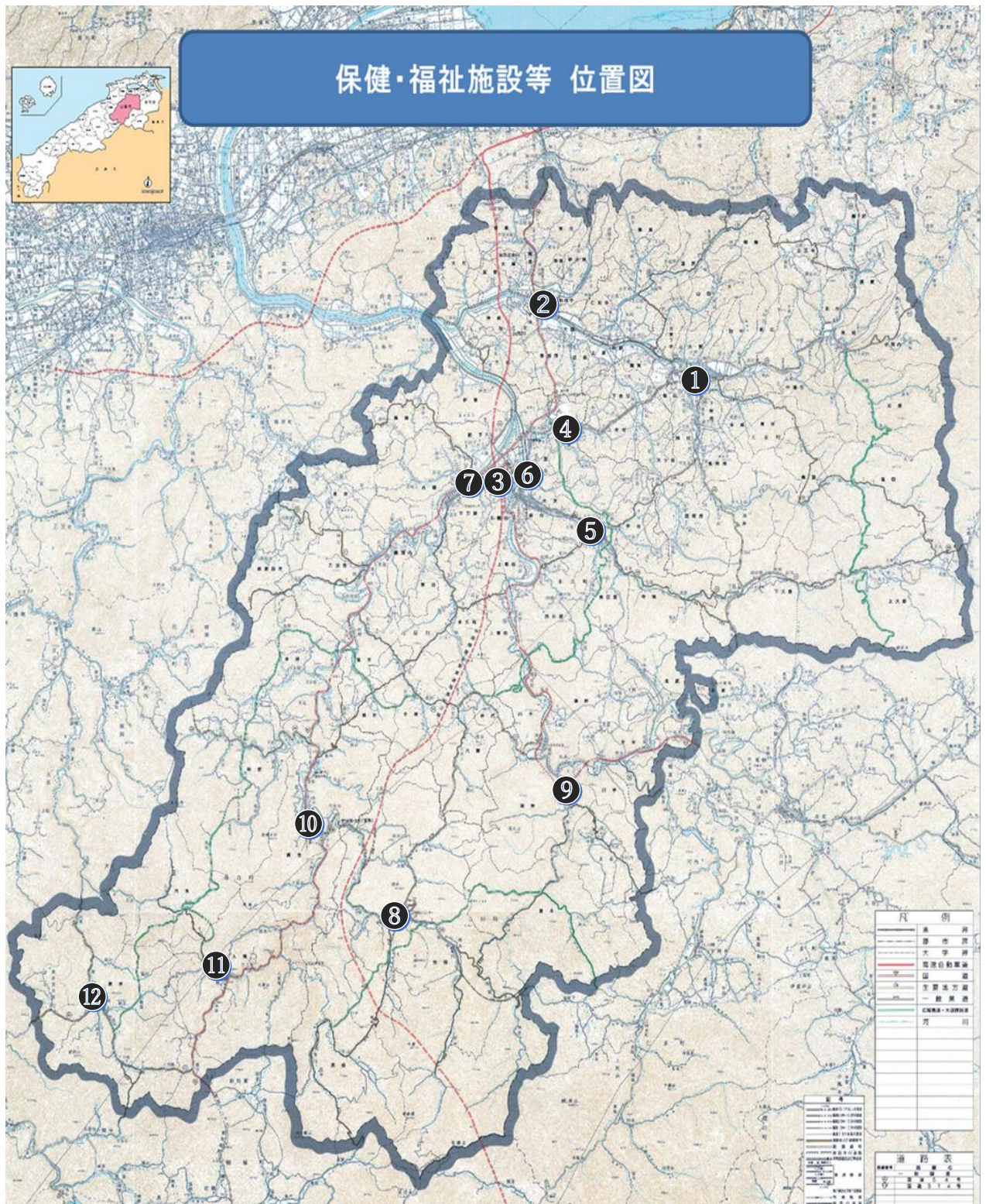
【構造 RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造 W：木造】

○対象除外施設一覧

番号	施設名	所在地	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度		築年数 (年)	管理方法	事由
						西暦	和暦			
1	大東健康福祉センター	大東町大東1038番地	RC	2	1,045	2004	H16	21	直営	庁舎施設で作成
2	大東ねんりんセンター	大東町大東1884番地	W	1	190	2004	H16	21	指定管理	集会施設で作成
3	障がい児デイサービスセンター	加茂町三代691番地1	W	1	199	1991	H3	34	直営 (業務委託)	普通財産化(予定)
4	木次健康福祉センター	木次町新市379番地	S	2	1,136	2004	H16	21	直営	庁舎施設で作成
5	掛合まめなかセンター	掛合町掛合821番地1	RC	1	790	1968	S43	57	指定管理	レクリエーション施設で作成

【構造 RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造 W：木造】

○施設の所在



※●内の数字は、前掲の対象施設一覧と突合

(2) 施設の外観

<p>1. 大東町地域福祉センター</p>	<p>2. 加茂健康福祉センター</p>	<p>3. 生き甲斐と創造の作業場</p>
		
<p>4. 斐伊高齢者交流施設</p>	<p>5. 日登高齢者交流施設</p>	<p>6. 木次町高齢者コミュニティセンター</p>
		
<p>7. 三刀屋健康福祉センター</p>	<p>8. 吉田健康福祉センター</p>	<p>9. 吉田高齢者住宅</p>
		
<p>10. 掛合健康福祉センター 掛合高齢者生活福祉センター</p>	<p>11. 入間コミュニティセンター</p>	<p>12. 掛合町ミニ福祉センター</p>
		

(3) 施設の活用状況

(単位：人)

番号	施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	管理方法
1	大東町地域福祉センター	1,478	1,395	880	947	958	指定管理
2	加茂健康福祉センター	18,236	21,797	23,011	24,553	25,505	指定管理
3	生き甲斐と創造の作業場	317	527	467	436	401	指定管理
4	斐伊高齢者交流施設	1,102	1,122	954	648	328	指定管理
5	日登高齢者交流施設	0	0	0	0	0	直営
6	木次町高齢者コミュニティセンター	2,284	2,089	1,832	1,875	1,943	指定管理
7	三刀屋健康福祉センター	6,336	8,312	8,039	8,824	9,772	指定管理
8	吉田健康福祉センター	1,944	2,390	2,383	2,495	2,455	直営
9	吉田高齢者住宅 (1棟6戸)	2,190	2,190	2,190	1,790	1,550	直営
10	掛合健康福祉センター 掛合高齢者生活福祉センター	8,844	9,593	10,005	9,998	8,841	指定管理
11	入間コミュニティセンター	6,671	7,027	6,831	5,733	4,870	指定管理
12	掛合町ミニ福祉センター	369	262	272	286	152	指定管理

(4) 施設の維持管理費及び修繕費の状況

保健・福祉施設等の維持管理費及び修繕費一覧

※直近3年平均（令和4年度～令和6年度）

(単位：円)

番号	施設名称	維持管理・ 修繕 (A)		改修・更新等 (B)	合計 (A+B)
			うち、指定管理分		
1	大東町地域福祉センター	3,567,473	2,400,831	1,719,300	5,286,773
2	加茂健康福祉センター	12,156,479	11,818,075	0	12,156,479
3	生き甲斐と創造の作業場	43,358	43,358	0	43,358
4	斐伊高齢者交流施設	34,518	34,518	0	34,518
5	日登高齢者交流施設	0	0	0	0
6	木次町高齢者コミュニティセンター	105,213	105,213	0	105,213
7	三刀屋健康福祉センター	10,858,000	10,658,000	2,996,000	13,854,000
8	吉田健康福祉センター	776,683	0	0	776,683
9	吉田高齢者住宅	144,467	0	0	144,467
10	掛合健康福祉センター 掛合高齢者生活福祉センター	903,722	801,055	0	903,722
11	入間コミュニティセンター	1,594,292	113,399	0	1,594,292
12	掛合町ミニ福祉センター	0	0	0	0
合計		30,184,205	25,974,449	4,715,300	34,899,505

(5) 施設の老朽化状況

保健・福祉施設等の老朽化状況は、施設ごとの健全度評価表のとおりです。

【施設ごとの健全度評価】

○健全度評価の方法

現地調査により、劣化状況を把握し、下記の要領で、健全度の算出を行う。

大規模改修等が行われていれば、評価の修正が必要となる。

○記入の仕方

屋根・屋上、外壁は目視状況により、内部仕上げ、電気設備、機械設備は部位の全面的な改修年からの経過年数を基本に、A・B・C・Dの4段階で評価する。

○評価基準

◆目視による評価【屋根・屋上、外壁】

評価	基準
A	概ね良好
B	部分的に劣化（安全上、機能上、問題なし）
C	広範囲に劣化（安全上、機能上、不具合発生の兆し）
D	早急に対応が必要である （安全上、機能上、問題あり） （躯体の耐久性に影響を与えている） （設備が故障し施設運営に支障を与えている）等

◆経過年数による評価【内部仕上げ、電気設備、機械設備】

評価	基準
A	20年未満
B	20～40年
C	40年以上
D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

○健全度の算定

健全度とは、各建物の5つの部位について劣化状況を4段階で評価し、100点満点で数値化した評価指標である。

①部位の評価点と②部位のコスト配分を下表のように定め、③健全度を100点満点で算定する。

なお、②部位のコスト配分は、文部科学省の「長寿命化改良事業」の改修比率算定表を参考に、同算定表における「長寿命化」の7%分を、屋根・屋上、外壁に按分して設定している。

①部位の評価点

評価	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	5.1
2 外壁	17.2
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 機械設備	7.3
計	60

③健全度

(計算方法)

{(部位の評価点×部位のコスト配分) の総和} ÷60)

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。

※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

○健全度 (計算例)							
	評価		評価点		配分		
屋根・屋上	C	→	40	×	5.1	= 204	
外壁	D	→	10	×	17.2	= 172	
内部仕上げ	B	→	75	×	22.4	= 1,680	
電気設備	A	→	100	×	8.0	= 800	
機械設備	C	→	40	×	7.3	= 292	
						計	3,148
							÷ 60
						健全度	52点

○施設ごとの健全度評価表

番号	施設名称	建築 年度	経過 年数	屋根 屋上	外壁	内部	電気 設備	機械 設備	合計 点数
1	大東町地域福祉センター	H 9	2 8	B	B	B	B	B	7 5
2	加茂健康福祉センター	H 1 1	2 6	B	C	B	B	B	6 5
3	生き甲斐と創造の作業場	H 1 1	2 6	A	A	B	B	B	8 4
4	斐伊高齢者交流施設	H 1 7	2 0	—	—	—	—	—	—
5	日登高齢者交流施設	H 1 2	2 5	—	—	—	—	—	—
6	木次町高齢者コミュニティ センター	S 5 5	4 5	B	B	B	B	B	7 5
7	三刀屋健康福祉センター	H 8	2 9	B	B	D	B	B	5 1
8	吉田健康福祉センター	H 1 3	2 4	B	B	B	B	B	7 5
9	吉田高齢者住宅	H 1 1	2 6	B	B	B	B	B	7 5
1 0	掛合健康福祉センター 掛合高齢者生活福祉センター	H 3	3 4	B	B	B	B	B	7 5
1 1	入間コミュニティセンター	H 3	3 4	C	C	B	B	B	6 2
1 2	掛合ミニ福祉センター	H 3	3 4	B	B	B	B	B	7 5

※各施設の老朽化状況等の詳細は、別冊「個別施設の状態等一覧」参照

4. 施設の適正化に向けた考え方

(1) 「保有量、配置の適正化」の実施方針

「雲南市公共施設等総合管理計画実施方針（第3次）」では、保健・福祉施設等において取り組むべき方針を次のとおり定めています。この方針に基づき、本計画では、施設の活用状況等の現状を踏まえた実施方針を定め、取り組みを進めます。

○保健・福祉施設

・使用状況や将来需要等を勘案しながら、管理運営方法の見直しや廃止、譲渡可能な施設についてはそれぞれ廃止・譲渡も検討する。

(2) 「維持、管理の適正化」の実施方針

本計画では、雲南市公共施設等総合管理計画の方針を基本とし、具体的な取り組みを進めていきます。その手法については、施設の活用状況や施設ごとの健全度評価を基に、個別施設の方向性及び整備保全の優先度を決定します。これにより、「事後保全型」から「予防保全型」への転換による長寿命化を図り、生涯コストの縮減、平準化及びサービス向上に向けた取り組みを進めていきます。

なお、本計画の実施にあたっては、市の複数所管部局に跨るため、組織横断的な情報共有や協議調整を行いながら取り組みを進めます。

①長寿命化の考え方

保健・福祉施設等は、築年数が30年以上、または近い将来30年が到来する施設が大部分であり、今後、大規模な施設整備の時期を迎えていることから、財政への負担が懸念されます。この状況を踏まえ、建替え以外の長寿命化改修や予防保全的な改修の実施、財政負担の縮減や平準化を、いかに進めることができるかが重要となります。

よって、「雲南市公共施設等総合管理計画」で示す「維持、管理の適正化」に向けた取り組みを基に、本計画での保健・福祉施設等に係る長寿命化の考え方を次のとおり設定します。

【長寿命化のための施設整備の考え方】

- ・構造躯体が健全である施設は適切に修繕を実施し、長寿命化対策を行う。
- ・自主点検により、劣化状況の把握に努める。
- ・予防保全により施設耐久性とサービス機能維持を図るよう、改修や修繕計画を立てる。
- ・安全性が低下していると判断した施設は、速やかに詳細調査を実施し、長寿命化が不可能と判断した場合は、改築等の適切な整備保全を図る。
- ・施設整備の際には、再生可能エネルギーや省エネルギー機器の導入など、維持管理費の削減を検討する。
- ・施設設備の更新等においては、可能な限り民間活力を活用する。
- ・施設情報の一元管理により、計画的な維持管理が可能な仕組みを検討する。

②目標耐用年数と改修周期の設定

構造により耐用年数は異なるため、「建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）」を参考に目標耐用年数を定め、改修の周期の目安を次のとおり設定します。

構造種別	目標耐用年数	大規模改造の周期	長寿命化改修の周期
鉄筋コンクリート造（RC）	80年	築20年/60年	築40年
鉄骨造（S）	80年	築20年/60年	築40年
木造（W）	50年	築15年/30年	—

木造については、長寿命化改修の周期を設定せず、大規模改造のみとし、周期を築15年、30年に設定します。

③長寿命化改修等の優先順位付け

長寿命化改修等は、上記②「目標耐用年数と改修周期の設定」で示した改修周期を目安とします。その上で、次の基準により優先順位付けし、長寿命化改修の年次計画を立案します。

- 原則、築年数が経過している施設から点検に基づき、必要に応じて改修等を実施します。
- 築20年目（鉄筋コンクリート造、鉄骨造）、築15年目（木造）で大規模改造を行っていない施設は、他施設との調整を図り、早期に長寿命化改修メニューを含めた大規模改造を実施します。
- 移転や統合、改築が見込まれる施設については、方針が定まるまでの間、可能な限り劣化部位の修繕等にとどめるものとします。
- 建物規模、工事規模に応じて、更新費用を各年度に極力均等になるように振り分けます。

5. 施設別実施方針

(1) 今後の施設別実施方針

施設の設置目的や存在意義が薄れ、利用頻度が少なくなった施設や長期の利用が困難と判断した施設については、施設の廃止、譲渡、集約化・複合化、転用等を検討するものとしします。

施設別の実施方針は、下表の判定項目及び判定基準を基に今後の実施方針を設定し、維持・更新コストの縮減及び平準化を図ります。

また、トイレや空調設備といった質的環境整備については、小規模なものは随時、大規模整備は、極力、建替改修や長寿命化改修等の大型事業に併せて進めていくことを基本としします。

判定項目		判定基準	➔	実施方針	
現状の観点	物理的劣化状況	健全度、部位別劣化評価、効率化など		➔	・見直し (廃止、譲渡、集約化・複合化、転用等)
	福祉サービス環境の質的充実度	快適性、利便性など			・大規模改造
過去の観点	建設からの経過年数	利用年数			・長寿命化改修
	修繕・改修履歴	修繕・改修の実施時期(部位)			・建替え
将来の観点	周期的改修スケジュール	周期的改修までの残存年数			
	利用者数の見通し	利用ニーズの把握と検証			

実施方針（今後10年間の対策内容）

番号	施設名称	建築年度	構造	実施方針
1	大東町地域福祉センター	H9	RC	地域の保健・福祉サービスの拠点として、適切な管理運営により施設を存続する。 【改修等】 点検に基づき、必要に応じて実施する。
2	加茂健康福祉センター	H11	RC	地域の保健・福祉サービスの拠点として、適切な管理運営により施設を存続する。 【改修等】 点検に基づき、必要に応じて実施する。
3	生き甲斐と創造の作業場	H11	W	利用状況等を踏まえ、関係者と協議しながら、今後の施設の運営方法等について検討する。
4	斐伊高齢者交流施設	H17	W	適切な管理運営により施設を存続する。

番号	施設名称	建築 年度	構造	実 施 方 針
5	日登高齢者交流施設	H12	W	【廃止】 施設利用がないため、関係者との協議を踏まえ、計画期間中に廃止を検討する。
6	木次町高齢者コミュニティセンター	S55	RC	適切な管理運営により施設を存続する。 【改修等】 点検に基づき、必要に応じて実施する。
7	三刀屋健康福祉センター	H8	RC	地域の保健・福祉サービスの拠点として、適切な管理運営により施設を存続する。 【改修等】 点検に基づき、必要に応じて実施する。
8	吉田健康福祉センター	H13	S	【複合化】 利用者の利便性向上と管理運営の効率化を図るため、計画期間中に近隣施設との複合化を検討する。
9	吉田高齢者住宅	H11	W	利用状況等を踏まえ、今後の施設の運営方法等について検討する。
10	掛合健康福祉センター 掛合高齢者生活福祉センター	H3	RC	地域の保健・福祉サービスの拠点として、適切な管理運営により施設を存続する。 【改修等】 点検に基づき、必要に応じて実施する。
11	入間コミュニティセンター	H3	W	施設全体の老朽化が著しいため、今後の施設のあり方について早期に検討する。
12	掛合ミニ福祉センター	H3	W	【譲渡】 利用者が限定的な施設であるため、関係者との協議を踏まえ、計画期間中に譲渡を検討する。

6. 更新等に係る費用推計

雲南市公共施設等総合管理計画（2.（5）③長寿命化対策時の維持管理・更新等に係る経費の見込み）と同様に、文部科学省が提供する「コスト計算ツール」を用いて、長寿命化改修又は建替えを行う際の費用推計を試算した結果は、以下のとおりとなります。

長寿命化をすすめ、改修や建替えは、点検等を踏まえ必要な場合に実施します（築年数と実施時期の目安は「4.（2）②目標耐用年数と改修周期の設定」のとおり）。

なお、同総合管理計画において、「保健・福祉施設」の1㎡当たりの単価は、長寿命化改修21.6万円、建替え36万円、大規模改造9万円と想定しています。（「建替え」の単価は、総務省が提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価とし、「長寿命化改修」は、建替え単価の60%、「大規模改造」は建替え単価の25%とする。）

今後10年間の費用推計では、長寿命化への転換を図り、経過年数が80年で建替え、40年で長寿命化改修、20年と60年で予防保全を含めた大規模改造を実施すると仮定して試算します。

◆長寿命化改修、または建替えを行う際の費用推計

（1）長期的費用推計

（単位：千円）

番号	施設名称	建築年度	構造	延床面積 (㎡)	長寿命化改修	建替え
1	大東町地域福祉センター	H9	RC	2,547	550,152	916,920
2	加茂健康福祉センター	H11	RC	3,351	723,816	1,206,360
3	生き甲斐と創造の作業場	H11	W	279	60,264	100,440
4	斐伊高齢者交流施設	H17	W	57	12,312	20,520
5	日登高齢者交流施設	H12	W	40	8,640	14,400
6	木次町高齢者コミュニティセンター	S55	RC	279	60,264	100,440
7	三刀屋健康福祉センター	H8	RC	2,287	493,992	823,320
8	吉田健康福祉センター	H13	S	928	200,448	334,080
9	吉田高齢者住宅	H11	W	229	49,464	82,440
10	掛合健康福祉センター 掛合高齢者生活福祉センター	H3	RC	1,650	356,400	594,000
11	入間コミュニティセンター	H3	W	589	127,224	212,040
12	掛合ミニ福祉センター	H3	W	93	20,088	33,480
合 計					2,663,064	4,438,440

※上記費用は、各施設延床面積に想定単価を乗じたもので、目安となる費用推計です。

実際の更新等においては、各施設の点検等に基づき、必要な費用を算出します。

(2) 今後10年間の費用推計

【令和8年度～令和17年度】

(単位：千円)

番号	施設名称	長寿命化対策等を反映した経費 (A)			単純更新した 経費 (B)
		維持管理・ 修繕	改修・ 更新等	合計	
1	大東町地域福祉センター	35,675	0	35,675	0
2	加茂健康福祉センター	121,565	0	121,565	0
3	生き甲斐と創造の作業場	434	0	434	0
4	斐伊高齢者交流施設	345	5,940	6,285	5,940
5	日登高齢者交流施設	0	0	0	0
6	木次町高齢者コミュニティ センター	1,052	84,672	85,724	100,440
7	三刀屋健康福祉センター	108,580	8,958	117,538	8,958
8	吉田健康福祉センター	7,767	0	7,767	0
9	吉田高齢者住宅	1,445	0	1,445	0
10	掛合健康福祉センター 掛合高齢者生活福祉センター	9,037	356,400	365,437	594,000
11	入間コミュニティセンター	15,943	129,168	145,111	212,040
12	掛合ミニ福祉センター	0	20,088	20,088	33,480
合 計		301,843	605,227	907,069	954,858

差額 (効果額) (A) - (B) = ▲47,789 千円

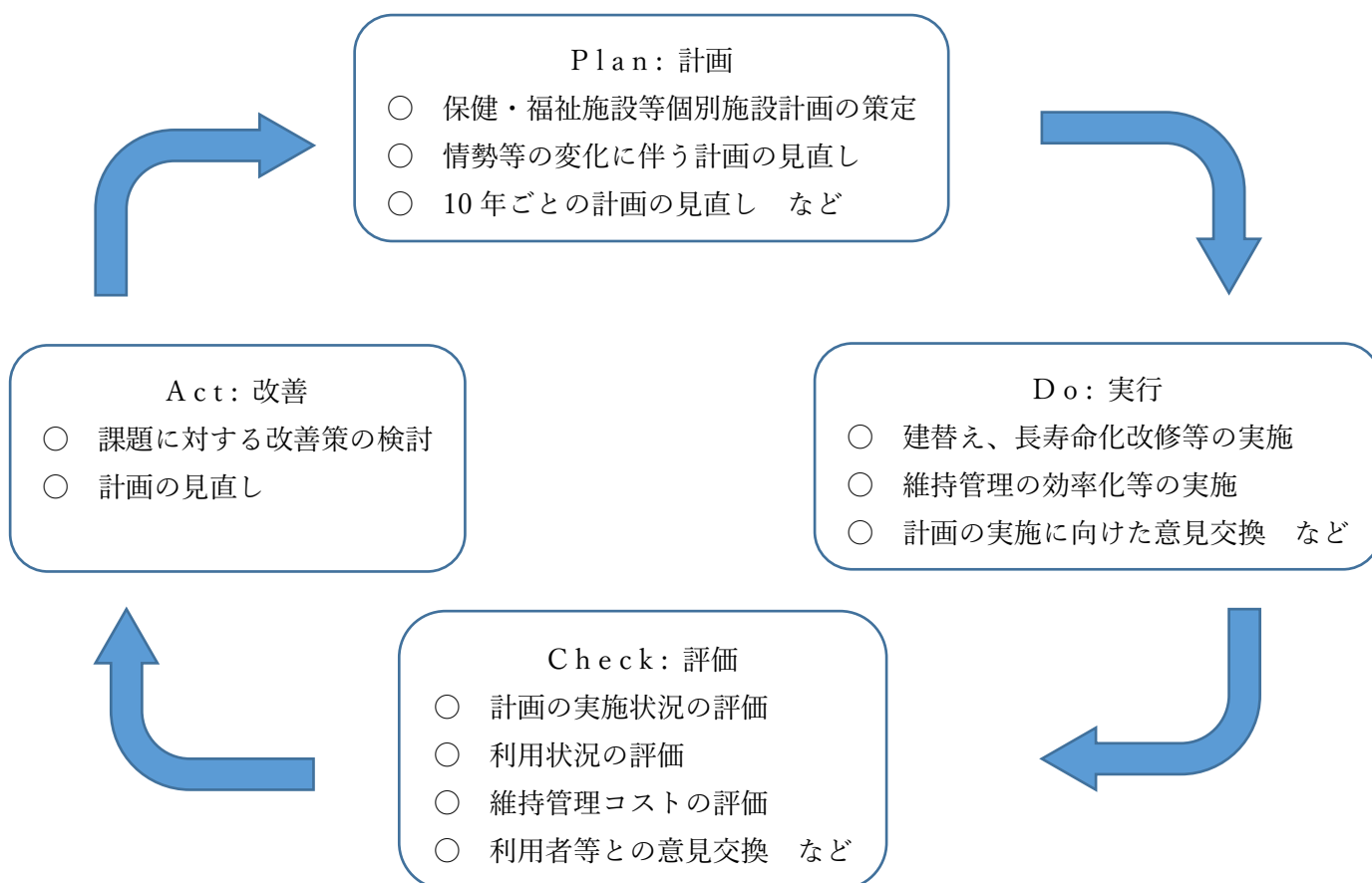
【備考】

- ※維持管理・修繕 : 施設、設備、構造物等の機能維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕など。補修、修繕については、補修等を行った後の効用が当初の効用を上回らないもの。
- ※改修 : 施設を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るもの。(長寿命化改修、大規模改造など)
- ※更新等 : 老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。

7. 計画の実施方法

(1) 検討スケジュール

本計画の実効性を高めるため、計画に基づく長寿命化改修等の実施状況のほか、各施設の利用状況や維持管理コスト等の評価、利用者との意見交換等により課題を把握し、議会や市民に対して適宜情報提供を行いながら、概ね5年後を目途に、必要に応じ計画の見直しを行います。



(2) 推進・取組体制

①全庁的な取組み体制

本計画の実効性を高めるため、関係所管課で連携し計画を推進します。

②フォローアップ

本計画は適宜見直しを行っていくこととしていますが、計画の進捗状況や目標達成状況を把握するとともに、日常点検や法定点検の結果から施設の老朽化に関する状況の評価を行います。

③関係機関、団体との連携

雲南市社会福祉協議会や社会福祉法人といった社会福祉を推進する団体、保健・福祉施設の利用者、運営管理を行う指定管理者等と連携することで計画を推進します。